



Title	マイケル・ウォルツァーの正戦論における道徳性について
Author(s)	濱井, 潤也
Citation	応用倫理, 2, 24-37
Issue Date	2009-11
DOI	https://doi.org/10.14943/ouyourin.2.24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51826
Type	departmental bulletin paper
File Information	03_hamai_oyorinri_no2.pdf



マイケル・ウォルツァーの正戦論における 道徳性について

濱井潤也（広島大学）

1. はじめに

アメリカの政治哲学者マイケル・ウォルツァーは、現代社会における戦争と平和の問題に対して、戦争をある一面で肯定することによって平和を模索しようと試みている。グローバル化が進み、国連やEU、国際的なNPO、NGOといった国家を超えた連帯も少しずつ芽生えてきている現代ではあるが、依然として国際社会においては、国内社会に匹敵するような確固とした秩序は確立されておらず、あちこちで紛争や内戦の火種がくすぶり続けている。すなわちヘーゲルが『法の哲学』において論じたように、国際社会は未だに国家間の「自然状態」の内にあるとも考えられるのである¹。ウォルツァーはこのような現代社会に対して、戦争が現に依然としてなくなっていないということを真摯に受け止め、そこを出発点にすることによって、自身の戦争と平和に対する思想を展開している。すなわちその思想とは、戦争が現にある以上、そこから時として戦われねばならない、正義に適う戦争が導かれるという「正戦論（the theory of just war²）」である。この「正戦論」の主要な主張は、まさにこの「戦争は時として正義に適う場合もある³」という、戦争を肯定する主張であるが、この命題は、同時にもうひとつの重要なメッセージを導き出す。すなわち「戦争は常に議論され、道徳的批判にさらされ続けなければならない⁴」ということである。そこにはただ闇雲に戦争の反対を叫ぶのではなく、戦争の概念の内に正しい戦争と不正な戦争という区別を設けることによって、実際に行なわれようとしている戦争が正当なものかどうか議論し、その積み重ねによって武力行使自体に様々な制約を課すことを通して平和を模索しようという意図が存在している。

この「戦争は常に議論され、道徳的批判にさらされ続けなければならない」という命題にもあるように、ここで戦争に対して行なわれる批判は「道徳的批判」であり、したがって戦争の正当性もまた「道徳的正当性」である。そしておよそ戦争を考察するあらゆる判断は「道徳的判断」である、というようにウォルツァーの戦争についての議論には常に「道徳的」という言葉が使わ

1 G.W.F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*. G.W.F. Hegel, Werke in zwanzig Bänden, BD.7, (Frankfurt: Suhrkamp Verlag, 1970), §334, S. 500.

2 Michael Walzer, *Arguing about war*, (New Haven: Yale University Press, 2005), p. ix. (マイケル・ウォルツァー『戦争を論ずる——正戦のモラル・リアリティ』、駒村圭吾・鈴木正彦・松本雅和訳、風行社、2008年、1ページ参照)。「正戦論」自体は古くから存在するもので、その起源はアウグスティヌスなどによって提唱されたキリスト教倫理としての正戦観（宗教の相違を戦争の大義としては認めないという点で「聖戦」とは異なる）に遡ることが可能である。それ以降現代に至るまで様々な学者たちによって正戦論はある種の思考の枠組みとして引用されてきている。従ってウォルツァーの正戦論は、正確にはウォルツァーが正戦論の枠組みを利用して考察した戦争と平和に関する思想と表現しうる。

3 *Ibid.*

4 *Ibid.*

れている。すなわちウォルツァーにとって戦争の是非を判断する問題は徹頭徹尾「道徳 (moral)」の領域で考察されなければならないのである⁵。そしてウォルツァーはこの道徳の領域を、実は法の領域とは区別して考えている⁶。一般的な考え方からすると、戦争の問題を道徳という人間の主観に依存しているようなあやふやなものに任せておくのは不安に感じるかもしれない。この点について、マティアス・ルッツ・バッハマンは、以下のように批判的に論じている。

彼（ウォルツァー）はそこで、国際政治の領域において法制度が欠けていることを倫理によって代替するという「道徳的要請」を定式化する。……そこで彼は事実上、民主的諸国が軍事介入の権限を自ら正当化することに賛同することになるが、そうした軍事介入が国家間関係のシステムに対してどのような政治戦略的帰結をもたらすかは予測することが出来ないばかりか、むしろ「多極性の時代 (Age of multipolarity)」において紛争の危機をいっそう増してしまう可能性が高い。⁷

ウォルツァーが国際社会における戦争の問題を「道徳的」なものであるとし、「法的」なものではないとする観点は、第一には現在の国際社会をいかなる法秩序も欠いたヘーゲル的な「自然状態」であると捉えている点に起因している⁸。それゆえにウォルツァーは、武力行使の是非を国際的な法秩序よりもむしろ当事国の「道徳的」判断に委ねるのである。しかしバッハマンにとっては、このような「自然状態」を国際法の力によって少しでも緩和し、国連などのグローバルな諸制度の改革を通じて、国際社会に「グローバルな公法秩序」を確立することこそが重要なのである⁹。したがって彼にとってはウォルツァーの考え方はそのような国際社会の法整備を妨げ、逆に紛争の危機を増やしてしまうものでしかない。確かに、バッハマンの言うように国際社会に完全な法の秩序が実現されれば、戦争は一種の犯罪となり、強制力をもって抑制されることになるであろうし、「完全な」法の秩序が現状では存在しないにしても、その確立に向けて努力していくことを主張するほうが、「道徳的」というあやふやな言葉のもとで各国の恣意的な判断に任せるよりは遥かに有意義であるように思われる。ではなぜウォルツァーはあえて戦争と平和の問題を「道徳的」領域のものであると主張するのか、あるいはなぜそうせざるをえなかったのかという疑問が生じてくる。本論の目的は、第一にはウォルツァーの政治哲学の分析を通じて、彼の述べる「道徳的」領域と「法的」領域との区別が、互いに排除しあうものではなく、相互に前提し、依存しあっているものであるという構造を明確にすることである。そして第二には、国際政治の考察に

5 「ここでの正しいは専門用語である。それは、正当化可能である、擁護可能である、(他の条件が一定であれば) 道徳的に必要でさえある、といったことを意味する」 *Ibid.*, p. x, 邦訳 3 ページ参照。

6 「私たちが戦争を論ずるとき、私たちは民衆 (demos) の面前で、私たちの同胞市民の面前で、それを行なうのであり、裁判官や陪審員の面前でそうするものではありません。論じ合った結果は民主的決定であり、法的な判決ではないのです。」 邦訳 viii ページ参照。

7 Matthias Lutz-Bachmann, *Die Androhung und der präventive Einsatz militärischer Gewalt: Herausforderungen für das Internationale Öffentliche Recht*, 『ぶらくしす』第 10 号、広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター、2009 年、5 ページ以下参照。(マティアス・ルッツ＝バッハマン「軍事力による威嚇および予防的軍事力行使——国際公法に対する挑戦」、桐原隆弘訳、『ぶらくしす』第 10 号、広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター、2009 年、11 ページ以下参照。)

8 ウォルツァーは国際社会に法秩序がまったく存在していないと考えているのではなく、未完成であり、不十分な状態であると考えている。Michael Walzer, *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustration* 4th ed. (New York: basic Press, 2006), pp. 51-73. (マイケル・ウォルツァー『正しい戦争と不正な戦争』、萩原能久訳、風行社、2008 年、135-169 ページ参照。)

9 Bachmann, pp. 6-8, 邦訳 13-15 ページ参照。

においてウォルツァーが不可欠であると考えている《「道徳的」領域にはあって「法的」領域には欠けているもの》の存在を示すことで、彼がなぜ戦争と平和の問題を「道徳的」問題と捉えているのかという問いに一つの答えを与えてみることである。

2. ウォルツァーの正戦論における「民主的決定」の構造

ウォルツァーの正戦論は、上述の通り戦争それ自体を全て不正なものとして排除するのではなく、ひとまず正しい戦争の可能性を肯定することで、様々な条件の下で個々の戦争の正当性を議論する土台を築くことに主眼が置かれている。確かにこの正戦論という「フレームワーク」を利用してウォルツァー自身も正当な戦争の条件として、人命救助を目的とした「人道的介入 (humanitarian intervention¹⁰)」や、予防戦争の禁止¹¹、敵国の民間人の保護¹² など様々な事柄について論じてはいるが、それらの条件が満たされることで個々の戦争の正当性が直ちに明快に示されるようになるとは考えていない。複雑怪奇な現実に対処するためにはあくまでその都度その都度の議論が必要なのであって、個々の戦争に対する個々の国家の判断は、単一の尺度のもとで推し量れるような単純なものではありえないのである。この個々の戦争に対する個々の国家の判断を、ウォルツァーはさしあたって「民主的決定」という言葉で括っている（言うまでもなくその決定が正当性に迫り着くための大前提として、近代的な民主主義国家が想定されているのであって、独裁的な専制体制はこの時点で不正なものとして除外されている¹³）。すなわちこの「民主的決定」こそが、ウォルツァーにとっては「法的」判断ではなく「道徳的」判断なのであり、なぜ戦争と平和の問題が「道徳的」領域のものでなくてはならないのかという前述の問いに答えるためにも、この「民主的決定」の構造を明らかにすることが必要なのである。

ウォルツァーが個々の国家の判断を「民主的決定」と呼ぶとき、前提となっているのはその国家が近代的なりべラル・デモクラシーの条件を備えた民主主義国家であるということ、すなわちその中でも最も重要なのが、政策の決定が法の秩序のもとで、自由で平等な諸個人の自発的な参加に基づく「理性的な審議 (rational deliberation)」によってなされているということである¹⁴。このことからわかるように、この「民主的決定」は少なくとも国内法の秩序と相反するものではなく、それを前提とするものである。ではこの「民主的決定」に対して、国家間の条約や協定、国際法などの国際的な法秩序はどのような位置づけにあるのだろうか。ウォルツァーは以下のように述べる。

仮に諸国家が実際に、個人と同程度の諸権利を所有しているのであれば、多少なりとも諸個人の社会のように、諸国家からなる社会を想像することが可能である¹⁵。

10 *Just and Unjust Wars*, pp. 101-108, 邦訳 217-229 ページ参照。

11 *Ibid.*, pp. 76-78, 邦訳 174-179 ページ参照。

12 『正しい戦争と不正な戦争』第九章「非戦闘員の保護と軍事的必要性」を始めとして、ウォルツァーは「戦争における正義」において常に民間人、非戦闘員の保護を最優先課題として挙げている。*Ibid.*, pp. 138-159, 邦訳 278-313 ページ参照。

13 注 7 参照。

14 国家における「民主的決定」のプロセスについては、Michael Walzer, *Politics and Passion Toward a More Egalitarian Liberalism* (New Haven: Yale University Press, 2004), pp. 90-109. (マイケル・ウォルツァー『政治と情念』、齋藤純一・谷澤正嗣・和田泰一訳、風行社、2006 年、151-182 ページ参照。)

15 *Just and Unjust Wars*, p. 58, 邦訳 146 ページ参照。

ここでウォルツァーは、国内における法秩序やそれに基づく諸個人の権利の保証と類似した構造を、不完全ながらも多数の国家から成る国際社会においてもある程度見出すことができると考えている。確かに国際社会においては、例えば国内における警察権力のように、一元的で強固な全体によって、強制力を伴った法の秩序と諸個人の権利の保証がなされているわけではない。しかし国内で窃盗や暴力行為が犯罪として禁止されているように、国際社会においても侵略はある種の犯罪行為であり、その禁止が「内政不干渉 (non-intervention)」の原則として導かれる¹⁶。そして国内で犯罪が処罰されるように、侵略もまたそれに対する二種類の「力による対応」を正当化する。すなわち「自衛戦争 (war of self-defense)」の概念と、集団安全保障などの、国際社会の構成員による「法執行の戦争 (war of law enforcement)」である¹⁷。ここでの国内と国際社会との相違は、警察権力が「全ての構成員の中に配分されている」ことである¹⁸。そしてさらに、国内において諸個人が様々な権利を保証されているように、国際社会においても国家は領土保全や政治的主権などの権利を「法によって」規定されている。もちろんこの法とは、国内法とは性質の異なる、「国家間の交渉、対立と同意の複雑な、継続的なプロセスによって確定される」条約や国際法である¹⁹。このようにウォルツァーは、国内において諸個人を取り巻く環境と同様に、国際社会においても国家は、多少国内とはその出どころが違ふものの、警察権に基づく治安維持やそのための様々な権利を（国際）法によって規定されていると考えている。ウォルツァーはこのように国内社会の法秩序から国際社会における原理や秩序を導く考え方を「国内類推 (the domestic analogy)」の理論と呼び、国内法と、それから類推された内政不干渉の原則や自衛戦争の権利、集団安全保障の取り決めなどの条約や国際法を「法律家のパラダイム (The Legalist Paradigm)」という枠組みの内に組み込んでいる²⁰。そしてこれらの要素が政治の場においても、すなわち国家が「民主的決定」を下す際にも重要な原理原則となっていることは明白である。したがって国家が行なう「民主的決定」において、国内法や国際法は除外されているのではなく、決定を下すための土台として含まれているのである。

したがってウォルツァーはこの「法律家のパラダイム」をさしあたっては道徳と法の一致している部分として捉えている。すなわちここまでで明らかになった「民主的決定」の構造は、国内法と国際法という「法律家のパラダイム」、すなわち「法的」領域が「道徳的」の土台を形成しているが、しかしその全体を占めているわけではないということである。したがって国際社会の複雑なリアリティを捉えるにはこの「法律家のパラダイム」だけでは不十分であるとウォルツァーは考えている²¹。もっとも、それが基本モデルとして重要であることには変わりはないが、この意味で「道徳的」領域は「法的」領域と区別されているのである。

3. 正戦論の三つの構成原理

前節で見たとおり、ウォルツァーは戦争時における国家の「民主的決定」においては、「法的」

16 *Ibid.*, p. 62, 邦訳 152 ページ参照。

17 *Ibid.*

18 *Ibid.*, p. 59, 邦訳 147 ページ参照。

19 *Ibid.*, p. 61, 邦訳 151 ページ参照。

20 *Ibid.*, p. 58, 邦訳 146 ページ以下参照。

21 *Ibid.*, p. 60, 邦訳 150 ページ参照。

領域である「法律家のパラダイム」と、それだけではカバーしきれない残りの「道徳的」領域とが存在すると考えている。次に問題となるのは、この残りの「道徳的」領域が「正戦論」においてどのような形で現れてくるのかということである。このことは、戦争において「法律家のパラダイム」では解決しきれない事柄を例示することで、その輪郭が示されるであろう。

戦争において論じられなければならない、あるいは遵守されなければならない規則は、すでに示されているように「法的」領域から導かれるものだけではなく、「道徳的」領域から導かれるものも存在する。その全域としてのウォルツァーの言う「道徳的リアリティ」は、三つの領域に区分されている。第一には戦争の目的、すなわち国家が戦う理由の正当性としての「戦争への正義〔*jus ad bellum*〕」、第二にはそのために用いる手段の正当性としての「戦争における正義〔*jus in bello*〕」である²²。これらの二つが正戦論において古くから用いられている標準的な構成原理であるが、ウォルツァーは現代の戦争を考える際にはここに三つ目の領域、すなわち「戦後の正義〔*jus post bellum*〕」を加える必要性を主張している²³。そしてこのように戦争を三つの区分に分けて考えることが可能なのは、それぞれの領域の価値判断が論理的に独立しているからである。すなわち戦争は二度、あるいは三度と価値判断に晒されるのであり、前二者が目的と手段の関係にあることから理解されるように、戦争は正しい目的でもって始められ、不正な手段で戦われたり、不正な目的で始められても、正しく戦われたりするのである。したがって戦争を行なう両陣営においても、この二つの正義の条件を満たしているかどうかによって、片方の陣営のみが正しい戦争や、双方共に不正な戦争が存在しうる。そしてこの相互に独立した価値判断の基準が複数存在するということが、戦争を理解するのに「厄介な問題」となるのである²⁴。しかしここでは、さしあたって戦争の「道徳的リアリティ」の全体を構成するこれら三つの領域において、「法的」な規則と「道徳的」な規則との「ズレ」を考察することで、両者の区別および戦争の「道徳性」のあり方を明確にすることが必要なのである。しかしウォルツァーの論じる戦争全体の多様な要素を全て列挙することは困難であるため、本論では「法的」な規則と「道徳的」な規則との「ズレ」を見出すことの出来る主要な事柄について論じることとしたい。

4. 正戦論における「戦争への正義〔*jus ad bellum*〕」の道徳性

戦争の目的としての「戦争への正義」を構成する第一の原理は、国家および国民などの政治共同体が持つ領土保全や政治的主権などの権利である。先に見たようにこれらは「法的」にも認められるものであり、「法律家のパラダイム」はここから「内政不干渉」の原理と、それを破ることである「侵略」を明確に戦争犯罪として規定し、それに対する「自衛戦争」と集団安全保障に基づく「法執行の戦争」を正当化する。こうした政治共同体の権利を擁護し、侵略から保護するという理由だけが、戦争の「正しい目的」なのである。

しかしそれに対して、どこからが「自衛」のための行動と言えるのか、言い換えればどこからが「過剰防衛」となってしまうのかという、「法律家のパラダイム」では解決困難な、柔軟な判断

22 *Ibid.*, pp. 21-22, 邦訳 81-83 ページ参照。

23 *Arguing about war*, p. xiii, 邦訳 7 ページ参照。『正しい戦争と不正な戦争』においては「戦後の正義」は、前二者ほど紙面を割いて論じられてはおらず、ウォルツァーは『戦争を論ずる』においてその重要性を改めて主張している。

24 *Just and Unjust Wars*, pp. 21-22, 邦訳 81-83 ページ参照。

が求められる問題がすぐに立ち表れることになる。集団的安全保障が一般的でなかった時代、あるいは、同じ集団安全保障の枠組みの内にはない国家同士で対立が生じた場合、平和を保つための理屈は専ら「勢力均衡」の考え方に頼ることになる。この考え方においては、軍備を増強し均衡を崩そうとする国家の動きは、一帯の諸国家の平和を乱すものと見なされるため、それを理由として、先に述べた「侵略」が実際に開始される前に「先制攻撃」を加える「予防戦争」が正当化されがちである。すなわち「自衛戦争」を認める「法律家のパラダイム」は、それだけでは「自衛」の意味を拡大解釈し、自国のための功利的観点から現実の「侵略」ではなく主観的な「恐怖」に対しても武力行使を開始してしまうのである²⁵。そこには現実の戦争が持つ「殺し合い」の重みが考慮されていないとウォルツァーは語る²⁶。しかし、現実の「侵略」を待っていては手遅れになってしまうという主張も現代においては一理あることは認められるであろう。例えば核兵器による侵略を待っていては、自国は再起不能の壊滅的な打撃を受けてしまうことになりかねない²⁷。したがって「自衛戦争」のルールは、「侵略」への対応においてのみ正当化されるということから、「侵略」の「差し迫った深刻な危機」への対応においても認められるという曖昧なものへと修正されることになる²⁸。

そして問題は新たに、この「差し迫った深刻な危機」が一体どの程度のものなのか、すなわち戦争の目的として正当化される「緊急事態」とはどのようなものかという点へと移行する。この「深刻な危機」や「緊急事態」といった言葉は、明らかに使い手の裁量によって幅広い意味を持つ。そして「戦争への正義」においてのみならず後述の「戦争における正義」においても、ほとんどの軍事行動の目的と手段は、この「今は緊急事態であるから、自軍の行動はやむをえない、必要なものなのだ」という理屈によって正当化されるのである。このことに対してウォルツァーは以下のように述べている。

「深刻な」というような言葉を含んだ一般的なルールは、人間の判断に対して広い道を開いている。——法律家のパラダイムの目的は疑いなく、それを狭め、あるいは完全にふさぐことである。²⁹

すなわち「法律家のパラダイム」は、その功利的観点ゆえに、常に現状を拡大解釈し、行動を起こすべき「緊急事態」だと主張しがちであり、それに対して「待った」をかけることができるのが「道徳的」観点なのである。このことは戦争の目的においても、手段においても同様である。したがって「道徳的」観点においては、仮想敵国が軍備を増強して均衡を乱した、ということが直ちに「先制攻撃」や「自衛戦争」の正当な目的になるとは認められない。例えば軍備増強に対

25 *Ibid.*, pp. 76-78, 邦訳 174-179 ページ参照。

26 *Ibid.*, p. 79, 邦訳 181 ページ参照。

27 したがって敵国の核兵器の脅威に対抗するためには自国も核兵器を持つという核抑止の理論が発生するが、「法律家のパラダイム」の主張と「道徳的」ルールとがこれ程までにわかりやすく乖離している例は他にないであろう。後述する「戦争における正義」の必須条件である人々の「生命の権利」の尊重を放棄し、民間人を確実に犠牲にする核兵器による脅しにこちらも同じ手段で対抗する様子は、不正に対して不正で対抗することであり、双方共に不正な状態であることは逃れられないのである。*Ibid.*, pp. 269-283, 邦訳 493-516 ページ参照。

28 *Ibid.*, pp. 80-82, 邦訳 182-184 ページ参照。

29 *Ibid.*, p. 85.

しては同盟を組む³⁰など、常に現実の武力行使以外の残された手段を試みることを「道徳的」観点では求めるのである。

これまでは自国が「侵略」を受けた場合の話であったが、次に他国が「侵略」を受けた場合、自国は「道徳的」にどのような行動を取ることが必要なのだろうか。「法律家のパラダイム」は基本的に「内政不干涉」の原則を主張するが、ここにも修正すべき二つの例外が存在する。一つはある国家内の内戦などに乗じて、先に別の国家が干涉を開始した場合に行なわれる「対抗干涉(counter-intervention)」である³¹。ある国家内での独立闘争などの内戦は、基本的には民族の「自助」と「自決」の権利を尊重するために干涉すべきではない事例であるが、別の国家が一方の側に支援などを行い内戦の均衡を崩そうとした場合には、その均衡を取り戻すという目的においてのみ「対抗干涉」を行なう権利が別の諸国家にも与えられる³²。したがって「対抗干涉」の目的は、内戦が起きている国家内の民族の「自助」と「自決」の権利を尊重するために、「当事国を固定化し、均衡を保ち、現地勢力間の闘争に一定程度のまとまりを回復すること」であって、一方の側を支援して勝利させることではない³³。そしてこの「自助」と「自決」のために均衡を保つという意図が貫徹されるかどうかは、干涉国の道徳的な誠実さに依存している。すなわち「対抗干涉」を認める、というだけの「法律家のパラダイム」では、ベトナム戦争におけるアメリカのように闘争をエスカレートさせ、いつの間にかそれが「アメリカの目的のためのアメリカの戦争」となってしまうのである³⁴。

このようにある国家内の内戦は、基本的に干涉すべきではない事柄であるが、そうも言うてはいられないもう一つの事例が、「内政不干涉」の原則に対する二つ目の例外を導き出す。すなわち一つの国家内におけるマイノリティの迫害、虐殺に対しては、必然的に第三国の何らかの形での干涉が必要であり、それは時として「人道的介入」という武力行使を伴うのである³⁵。このような場合には、迫害されているマイノリティの側はマジョリティに対抗する力を持たないため、「法律家のパラダイム」から導かれる内政不干涉の原則や、「自決」、「自助」を促す程度の支援では、現在進行形で行なわれている虐殺などの迫害を止めることはできない。このような場合一般的なイメージにおいては、内戦の起きている国家に対して、内戦鎮圧後の支配権や産業の利権などの何らかの政治的利益を見据えて、その内戦に一枚噛んでおきたいと考えている周辺国や大国が、道徳的云々などということを持ち出さなくとも自国の利益のために勝手に介入していくだろう、そして正戦論はせいぜい介入国の下心をカムフラージュする言い訳に用いられるにすぎないであろう、と思われがちである。しかしウォルツァーはこのイメージは一面的なものに過ぎないと考えている。というのもウォルツァーの「人道的介入」における主眼は常に「人命救助」に置かれており、この目的だけが介入に「道徳的」正当性を与えるものだからである³⁶。すなわち現に進行

30 *Ibid.*, p. 79, 邦訳 180 ページ参照。

31 特に内戦などが起きていない国家が侵略を受けた場合は、集団安全保障などに基づいて同盟国にも「自衛戦争」、「法執行の戦争」を行なう権利が生じる。*Ibid.*, pp. 58-63, 邦訳 146-153 ページ参照。

32 *Ibid.*, p. 90, 邦訳 199 ページ参照。

33 *Ibid.*, p. 97, 邦訳 210-211 ページ参照。

34 「公式的なアメリカ版バージョン——すなわち、北ベトナムの南ベトナム侵攻とともに闘争が始まり、それに対して合衆国は条約上の義務でもって応答したにすぎないということ——は緊密に法律家のパラダイムを追っているが、そんなものは表面的にすぎ信じてほしい。」*Ibid.*, p. 97, 邦訳 211 ページ参照。

35 *Ibid.*, pp. 101-108, 邦訳 217-228 ページ参照。

36 *Arguing about war*, pp. 101-102, 邦訳 218 ページ参照。

している虐殺を止め、「人命救助」を成功させるには、陸軍、歩兵の投入による直接的な介入が必要であり、空爆だけでは不十分である。そしてこの陸軍や歩兵の投入を決定することは、自国の兵士を生命の危機に直接晒すことを決定するということであり、「民主的決定」が「法律家のパラダイム」およびそれに基づいて行なわれる「理性的な審議」にのみ従ってなされるとしたら、果たしてそのような決定がなされるかどうかは甚だ疑問である。

この「法律家のパラダイム」および「理性的な審議」において各国が介入の決断を下すには、自国民の支持が必要であり、そのための「合理的な根拠」を示す必要がある。それゆえにこのパラダイムには必然的に功利的な観点が持ち込まれることになる。すなわち介入が成功するという見込みと、その尺度として、介入による害悪の合計が便益の合計を越えてはならないとする「比例性の原則 (the proportionality maxim)」である³⁷。これらの功利的な観点は、まず現代の民主主義国家を介入に対して躊躇させることになる。マイノリティ保護や侵略の阻止、それに伴う専制の排除など、介入によって守られるべき価値は、現実には計算可能な自国の死者数と比べることはできない。介入によって具体的に何人助かったのかは知ることが出来ず、我々に示されるのは何人死んだかということだけである。ましてや迫害によって抑圧されているのが自国民でないのであればなおさらである。したがって介入自体にかかるコストと、仮にそれが成功したとしてもその後の責任に伴うコストを考慮すれば、よほど利益の見込める政治的目的が何か裏にない限り、介入はとても支持されえないであろう。確かにウォルツァー自身も、政治的目的が全くない、純粹に人道的な意図によってのみ行なわれる介入などというものはありえないと考えている。それでもなお「人道的介入」が道徳的に正当化されるためには、それが「人類の道徳的良心に衝撃を与える行為」に対する応答である場合のみである³⁸。そこでコストの問題を踏み越えて介入に踏み切るために必要なのは、一般の人々が日常的活動の中で獲得してきた「道徳的信念 (the moral conviction)」であるとウォルツァーは語っている³⁹。さらに、ある国内におけるマイノリティの迫害は、国家に対する別の国家の侵略行為ではないため、集団的安全保障の枠組みで対処すべき事例ではなく、あくまで当事国の国内問題として捉えられてしまうことになる。それゆえに「人道的介入」はあくまで「法的義務」ではなく「道徳的」な「不完全義務」に留まるとウォルツァーは考えている⁴⁰。

したがってウォルツァーの考える「戦争への正義」、すなわち武力行使を伴う介入を正当化しうる目的とは、おおよそそれが自国や近隣諸国に対する「侵略」あるいは「差し迫った、深刻な侵略の危機」に対応するため、ということ、あるいはある国家内で現に進行中の迫害などを止め、マイノリティの人々の生命を救出するため、ということになるであろう。「自衛戦争」においても、「人道的介入」においても、ここで重要なのは危機が「現在進行形」であるということであり、未来における侵略の可能性であるとか、過去における侵略行為の責任などは、「戦争への正義」に適う戦争目的にはなりえないということである⁴¹。これらの観点は「法律家のパラダイム」からもあ

37 *Just and Unjust Wars*, pp. 129-133, 邦訳 263-270 ページ参照。

38 *Ibid.*, p. 107, 邦訳 227 ページ参照。 *Arguing about war*, p. 69, 邦訳 106 ページ参照。

39 *Ibid.*, p. 107, 邦訳 227 ページ参照。

40 邦訳 20 ページ参照。

41 ウォルツァーは介入による直接的な武力行使を容認するとともに、それ以前の武力行使に満たない圧力、すなわち武力による「威嚇を伴った封鎖体制」を重視している。「人道的介入」はあくまで「今なされている迫害」を止めるときにのみ正当化されるため、抑圧的な政治体制に対する「体制転換」を介入の理由とすることは「予防戦争の禁止」という観点から否定されている。すなわち 2003 年のイラク戦争においては、アメリカの介入の目的は「今なされている迫害」を止めることではなく、「大量破壊

る程度は導かれるものであるが、例えば「侵略」の危機の「深刻さ」をどの程度のものと理解するのか、どの程度の「対抗干渉」が均衡を取り戻すことになるのか、どの程度のコストまでを引き受けて人道的介入を請け負うべきなのかといった現実の複雑な事情は、「法律家のパラダイム」から杓子定規に導かれるものではなく、常に「道徳的」観点からの補助を必要としているのである。

5. 正戦論における「戦争における正義〔*jus in bellum*〕」の道徳性

次に、戦争のもう一つの正義、すなわち手段の正当性である「戦争における正義」に対するウォルツァーの考え方を考察しなければならない。先にも述べたとおり、戦争の目的と手段の正当性、すなわち「戦争への正義」と「戦争における正義」は論理的に独立した二つの価値判断であり、戦争の目的の正不正は、戦場における兵士の戦い方や扱われ方には影響しない。不正な侵略戦争を行なっている敵軍の兵士たちに対しては、いかなる対抗手段も許されるわけではない。不正な目的に対して不正な手段で対抗することはやはり不正であり、正当な目的から不正な手段を行使することもまた不正である。したがって正しい戦争は目的と手段双方において正しいものでなければならない。少なくとも両陣営共に兵士たちは自分たちの戦争目的が正義であると信じている以上、戦闘の方法も正しいものでなければならず、それゆえに戦争には一定のルールが存在する⁴²。そしてそのルールもまた「戦争への正義」の場合と同様に、「法律家のパラダイム」から導かれる部分と、それからは必ずしも導かれない、あるいはそれとは反するが「道徳的」には遵守すべきとされる部分とに分裂してしまっているのである。

「戦争への正義」においてすでに述べたように、戦争に対する「法律家のパラダイム」の方針は自陣営にとっての功利性と比例性の原理によって大部分が決められており、それはこの「戦争における正義」においてもほぼ同様である。これらの観点に従えば第一に重要なのは自軍の勝利およびそのための軍事目的の遂行であり、次いで重要なのは兵士を含めた自国民の生命の保護である。そこで全ての軍事作戦においては、その作戦を立案した軍将校に対して二方向の責任が課されることになる⁴³。一つは「上への責任」、すなわち主権者である国民への責任であり、その内容は端的には作戦の遂行によって勝利を得ること、失敗を避けることである。もう一つは「下への責任」、すなわち実際に戦地に赴く兵士である部下への責任であり、その内容はもちろん彼らの生命のリスクを最小に抑えるよう努力することである。この二方向の責任は軍規およびそれを含む国内の制度の内に、すなわち「法的」領域の内に位置づけられているため、比較的受け入れられやすい考え方である。しかしウォルツァーはこの二方向の責任を「位階的責任 (the hierarchical responsibilities)」と呼び、それとは別に戦時において「道徳的」には守られるべきである「非位

兵器の保有疑惑」という名目にかこつけた「体制転換」であったため、ウォルツァーは介入すべきではなかったと主張する。しかしその責任はアメリカ一国にあるのではなく、湾岸戦争後には効果的に機能していた封鎖体制（経済封鎖、国連の査察体制、飛行禁止区域の設定など）への協力を放棄し、そのためにかかる負担を全てアメリカ一国に押し付け、長期間に渡る封鎖のコストよりも武力介入による短期決戦へとアメリカを向かわせてしまったヨーロッパ諸国にもあるとウォルツァーは論じている。またウォルツァーは「体制転換」を直接的目的とする武力介入を否定するが、同時に抑圧的体制の危険性を緩和し、民主的体制へとゆるやかに転換させていく間接的な「体制転換」の効果を先の「武力による威嚇を伴う封鎖体制」の内に見ている。*Just and Unjust Wars*, pp. ix-xviii, 邦訳 1-15 ページ参照。

42 *Ibid.*, pp. 127-128, 邦訳 261-263 ページ参照。

43 *Arguing about war*, pp. 23-32, 邦訳 43-54 ページ参照。

「階位的責任」というものが存在することを指摘している⁴⁴。この「非位階的責任」の対象は、その国の位階制のうちにいかなる場所も持たない「他国の民間人」、すなわち敵国あるいは介入先の国家の民間人である。先にも見たように、そもそも「人道的介入」の場合には、救出しようとしている人々は自国民ではないため、その救出はいかなる「位階的責任」も伴わない「道徳的」な「不完全義務」である。また武力介入を行なった場合にも、他国の民間人の保護は、それが軍事目的に反しない間は「位階的責任」と一致しうが、無論両者が一致しない状況というものには戦地においてはいくらかでも見出されるのである。したがって「位階的責任」のもとでは最優先されるのは軍事目的の遂行であり、次いで自国民（兵士）の保護、そして他国の民間人の保護は常に最下層に位置づけられる。そしてそれが前二者と矛盾する場合には、容易に切り捨てられてしまうことになる。というのも戦地における「極限状況の功利主義⁴⁵」は、それが勝利や自国の兵士の生存率上昇に繋がるのなら「ゲリラとの区別がつかないなら全て殺せ」というような極端な決断を下しうるからであり、その際たるものが広島、長崎への原爆投下であると言える。そしてこの決断は「位階的責任」には何ら矛盾していない。ウォルツァーはこの「非位階的責任」としての他国の民間人保護の必要性を強く主張しているが、それらは国際社会の「法的」制度によっては十分には確立されえないと述べている⁴⁶。彼は介入においてこの「非位階的責任」が全うされる筋道の希望を、自国の民間人による「道徳的」な訴えの内に見るに留めている。すなわち自国の軍隊が勝利のためとはいえ、他国の民間人に残虐な振る舞いをするような戦争を支持しないという国民の声が重要なのである⁴⁷。そのような訴えは功利的観点から出てくるのでも、法律のうちに規定されているのでもないであろう。

したがって自国の勝利および利益を最優先の目的とする功利性や比例性の原理に基づく「法律家のパラダイム」は必要とあらば、敵国の兵士は言うまでもなく、敵国の民間人、次いで自国の兵士、最悪の場合には自国の民間人の一部が犠牲になることも止むをえないという判断を下しうる。それに対してウォルツァーの要請する「道徳的」観点は、簡潔に言えば一言で済むものである。すなわち戦争においてもそれに参加する兵士、あるいは巻き込まれた現地の人々を含めて全ての人々の「人権」、「生命の権利 (right to life)」を尊重することである⁴⁸。功利的観点からはその行動がたとえ自軍にとって不利益になろうとも、非戦闘員は救出、あるいは保護されなければならず、もちろん軍事作戦に巻き込んで「多少の犠牲」は仕方なかったのだと納得することも「道徳的」観点からは許されないことである。したがって民間人を巻き込む恐れのある広範囲に渡る爆撃や大量破壊兵器の使用も認められず、たとえ敵軍が民間人に紛れてテロやゲリラ戦を仕掛けてこようとも、民間人を犠牲にしてはならないというスタンスを崩すことは認められないのである。またこの「生命の権利」の尊重は敵軍の兵士に対しても同様に適用されることもある。すなわち兵士といってもすでに戦闘能力を持たない捕虜や、戦意を喪失し降伏の意を示した者、そして戦

44 *Ibid.*, p. 25, 邦訳 46 ページ参照。

45 *Ibid.*, p. 40, 邦訳 64 ページ参照。

46 ウォルツァーは国際社会において「法的」な観点からこの「非位階的責任」を確立しようとする例として、民間査察委員会や国際裁判所などの例を挙げているが、いずれも実効性に欠けると述べている。すなわち前者においては、ある国の市民が別の国の軍隊を査察しても何の強制力も発揮しえず、後者においては第二次大戦後のニュルンベルク法廷において示されたように「伝統的に戦争法の範疇では、位階的責任が非位階的責任を凌駕している」のである。*Ibid.*, pp. 30-31, 邦訳 51-52 ページ参照。

47 *Ibid.*, p. 32, 邦訳 54 ページ参照。

48 *Ibid.*, pp. 133-137, 邦訳 270-276 ページ参照。

闘状態を全く想定せずに行動している兵士⁴⁹は、やはり敵兵だからという理由によって直ちに攻撃することが許されるわけではなく、保護されなければならないのである。したがって最終的には殺害を目的として攻撃を仕掛けてよいのは、自軍の作戦遂行を妨げる意図を持ってこちらと同様に軍事的攻撃を仕掛けてくる敵兵に対してのみであろう。もちろん相手に戦意があろうともその戦闘が自軍の目的にとって必須ではなく、回避可能であるのなら、戦闘は避けられるべきである。

しかしウォルツァーの主張するこれらの「道徳的」に遵守すべきルールは、現実の戦争のあり方を考慮するとかなりハードルの高いものであると言えよう。自軍の不利になろうとも敵兵や民間人を保護せよと言っても、こちらも自分の生命や自国の共同体の運命が賭かっているのは同様である。それらに代えても保護すべき価値など容易には想像できないであろう。しかしここでこの「道徳的」に遵守すべきルールに違反し、功利性、比例性の原理を優先することを正当化する「法律家のパラダイム」の抗弁は、前節の「戦争への正義」においてと同様に、実はほぼ一種類しかないということには着目すべきであろう。その抗弁とはすなわち「今は緊急事態であるため、その行為が必要だったのだ」という「最高度緊急事態 (Supreme Emergency⁵⁰)」の理論に基づくものである。たとえ歴史上のこうした主張がなされた事例のほとんどが最高度に緊急な事態でもなく、あとから考えれば他に被害を抑えられる方法はいくらでもあったとしても、ウォルツァーの主張は「最高度緊急事態」など存在しないため、いかなる場合においても「道徳的」要請を遵守すべきだということではない。彼は歴史上唯一存在した「最高度緊急事態」として、第二次世界大戦におけるナチスドイツの脅威を念頭に置いている。ナチスドイツに対しては戦争を回避する余裕もなく、また手段を選んでいる余裕もなかったのである⁵¹。

したがってウォルツァーの考える「道徳的」要請の役割は、「戦争への正義」の場合と同様に「戦争における正義」においても、今が緊急事態であると主張して功利性、比例性を優先して戦争を起こそうとする、あるいは保護されるべき人々の生命を犠牲にする可能性のある戦法を取ろうとする「法律家のパラダイム」の早まった決断をぎりぎりまで押し留めようとするることなのである⁵²。しかし、先に見たように当然その方法は必ずしも実効力を伴う頼もしいものではない。何度となく繰り返される議論によって民意となった人々の「道徳的な感覚や信念」が国家の戦争に対する「民主的決定」に影響を及ぼすまで待たねばならず、こうした「道徳的」ルールの遵守がその国の内で国内法として明文化されることはもちろん、信頼ある国際法として確定される道のは直ちに明確に示されるものではない。

49 ウォルツァーは例として、安全な自軍の陣地内でコーヒーを飲んでいたり、シャワーを浴びていたりする兵士をスナイパーが狙撃するという事例を挙げている。このような事例においては多数の狙撃手たちが道徳的な罪悪感を持っており、それは彼らが狙撃した相手が冷徹な敵兵の姿ではなく自分たちと共通の人間らしいものであったことに起因しているとウォルツァーは考えている。 *Just and Unjust Wars*, pp. 138-143, 邦訳 278-288 ページ参照。

50 *Ibid.*, pp. 251-268, 邦訳 462-489 ページ参照。 *Arguing about war*, pp. 33-50, 邦訳 55-78 ページ参照。

51 ナチスドイツに対して行なわれた史実上の軍事行動の全てを直ちに肯定しようという意味ではなく、ナチスドイツのイデオロギーは、ヨーロッパ社会の内で他国と共存していくことが不可能なものであったという意味である。 *Just and Unjust Wars*, pp. 251-268, 邦訳 462-489 ページ参照。

52 ウォルツァーは「たとえ天が落ちてこようと正義を行なえ (*Fiat justitia ruat coelum*)」というカント的な絶対的道德主義に対して「天が(本当)に落ちてこない限り、正義を行なうべし (do justice unless the heavens are (really) about to fall.)」と述べている。ナチズムや核兵器の脅威のように、現代においてはカントの時代にはありえなかったような天が落ちてきかねない事態が存在しうるのである。 *Ibid.*, p. 231, 参照 428 ページ参照。

6. 正戦論における「戦争後の正義〔*jus post bellum*〕」の道徳性

ウォルツァーが正戦論について論じた二つの主要な著書の内、最初の『正しい戦争の不正な戦争』においては、戦争の目的と手段の正当性が重視されていたが、後に書かれた『戦争を論ずる——正戦のモラル・リアリティー』においては、この「戦争後の正義」もまた前二者の正義に付け加えられるべき、重要な三番目の要素として挙げられている⁵³。というのも武力介入の際に国家が掲げていた正当な目的の真偽は、戦後の行動によってのみ証明されるからである。この戦後の行動においては、その戦争の目的や形態、そして結果の勝敗などの様々な要素によって考察すべき事例は当然細かく分岐していくことになるが、ここでは現代の正当化されうる戦争の形態としてウォルツァーが主張する「人道的介入」の事例に限定して見ていくこととしたい。

すでに述べたように「人道的介入」の目的は、近隣諸国の内部において迫害され、生命の危機に陥っている人々を救出し保護することを目的としている。その際介入した国家の側はなるべくこの目的以外に政治的利害などの他の目的を持たない、あるいは表に出さないことが自身の介入の正当性を裏付けることになるため、第一には迅速な介入と同時にそれが成功したならば迅速に撤退することが求められてきた⁵⁴。しかし「人道的介入」においても、通常の「自衛戦争」、「法執行の戦争」においても同様であるが、およそこうした介入が必要となるような差し迫った危機を生じさせているのは現地の不安定な情勢、あるいは独裁、専制などの不正な体制であろう。したがって颯爽と現れ助けて、颯爽と去っていくだけでは、こうした迫害などの危機の種はその場に残ったままとなってしまう⁵⁵。「戦争後の正義」において述べたように、戦争の正当な目的はあくまで「現在進行形の」差し迫った危機でなければならず、過去への遡及や未来への予見は正当な目的とはなりえず、相手国の体制変更のみを目的とすることも許されない。しかし「現在進行形の」危機に対処するために介入した国家には、そのような危機が今後生じないようにするという戦後の「道徳的」責任が課せられるのである⁵⁶。そしてこのような責任には時間的、金銭的、人的に莫大なコストが掛かることは周知の通りである。介入によって治安は悪化し、このまま撤退しても情勢が良くなる見通しが無い以上、誰かが駐留し、誰かが援助を行なうことによって、そうした危機が発生しないような状態にまで回復させなければならない。もちろんそれは、介入した側が全てを取り仕切って強行的に新たな体制を打ち立てることを意味しているのではない。それでは介入は単なる侵略に後退してしまうからである。体制の立て直しはあくまで現地住民の「自助」と「自決」を尊重する形でなされなければならない、必要なのはそれを阻害せず促進する程度の援助と、長期間に渡る忍耐ということになる。駐留する兵士たちは、戦争が終わったにもかかわらずテロなどによる生命の危機に晒され続けることになり、国内では無関係の国家の内乱

53 注 23 参照。

54 *Arguing about war*, p. 70, 邦訳 107 ページ参照。

55 *Ibid.*, p. 70, 邦訳 108 ページ参照。

56 「法律家のパラダイム」はそもそも「人道的介入」を義務付けたりはしないので、こうした戦後の責任もそこから導かれるものではない。したがって本論で論ずる戦後の責任はすべて「道徳的」観点から導かれるものである。「戦争後の正義」において「法律家のパラダイム」から導かれるものとしては、通常の「自衛戦争」や「法執行の戦争」において敗戦国に課せられる賠償責任や、戦争犯罪者の司法の場での判断に基づく処罰などが挙げられる。*Just und Unjust Wars*, pp. 287-325, 邦訳 519-582 ページ参照。

にいつまで関わらなければならないのかという反対の世論も生じてくる。

こうした不完全義務としての「道徳的」なコストを全て負担するのは、もはや一国だけで可能な事柄ではないだろう。そもそも不完全義務としての「戦争後の正義」は、介入した国家にのみ課せられるものではなく、援助が可能である全ての国家、組織に課せられているのである。それゆえに必要なのは国連などの多国間主義的な協調体制である。それによって一国では支払い不可能なコストを分割できると同時に、介入国の暴走を防ぎ、介入とその後の干渉とに正当性と国際的な承認を与えることが可能となるのである。しかし現実の国連が露呈しているように、多国間主義は万能ではなく、手詰まりや怠慢に墮する可能性も高い。したがって迅速な行動のためにも多国間主義とは逆の単独行動主義もまた必要であり、両方の立場の何らかの協働が必要であるとウォルツァーは論じている⁵⁷。さらにそこに様々なNPOやNGO、多国籍企業やボランティア団体などの多様な国際的な組織による援助、協力を得ることで、迫害を生じさせるような危険な体制から、そうした危険性を徐々に取り除き、「間接的な体制転換」が実現されるのである⁵⁸。こうして「道徳的」観点における「戦争後の正義」も果たすことが可能となるのである。

7. まとめ

マイケル・ウォルツァーの正戦論において、戦争に関する決断が「法的」なものではなく「道徳的」な価値判断であることの理由は、これまでの論述から明らかであるように、「法的」判断、すなわち「法律家のパラダイム」に基づく判断によっては遵守されとは限らない、「道徳的」ルールが戦争において存在するからであった。「戦争後の正義」においては、「法律家のパラダイム」と「道徳的」ルールとのズレは、戦争の正当な目的として認められる「差し迫った深刻な危機」をどの程度のものとして理解するかという点にあった。「法律家のパラダイム」はこのことについて功利的観点および比例性の原則から、早まった判断を下しがちである。それはこのパラダイムにおいては「敵国の民間人」の価値が度外視されているからであり、そうした早まった判断に対して、「道徳的」観点はぎりぎりまで「待った」をかけるのである。次の「戦争における正義」における「道徳的」ルールは、全ての人々の「生命の権利」を尊重することであり、それに対して「法律家のパラダイム」はやはり現在が「差し迫った深刻な危機」の状態、すなわち「最高度緊急事態」であり、手段を選んでいる余裕も、犠牲を気にする余裕も無いと反論するのである。最後の「戦争後の正義」における「道徳的」ルールは、武力行使の後に現状を回復し、その武力行使を必要とするような事態が二度と生じないようにするという「道徳的」責任があるというものであった。

以上のようなズレが存在するがゆえに、「法律家のパラダイム」だけでは不十分であり、戦争における価値判断、国家の「民主的決定」は常に「道徳的」判断でなければならないのである。しかしそれは「法律家のパラダイム」を放棄し、あるいはそれを改良していく努力を不必要とすることではない。それゆえ、ウォルツァーの思想は国際的な法秩序を考慮せず、戦争の是非を各国

⁵⁷ *Arguing about war*, p. 78, 邦訳 118 ページ参照。

⁵⁸ 注 16 参照。

の勝手な判断に委ね、徒に紛争の危機を増やすだけだというパッハマンの指摘に対しては、以下のように答えることができるだろう。ウォルツァーの正戦論における「道徳的」判断は、第一に、「法律家のパラダイム」を前提とするものであり、それに修正を加えることはあっても、排他的な関係にあるのではない。第二に、このような「道徳的」判断も加味した「民主的決定」は、国内的にも、国際的にも単独主義的な単なる独断ではない。これらの決定は国内的には民主的なプロセスを経ており、また国際的にも、国際的な法秩序や議論に基づく「多国間主義的承認」を含むものであり、決して徹頭徹尾一国のみによる判断ではない⁵⁹。したがってウォルツァーは国際的な法秩序の構築、改良を放棄しているのではなく、現にそれが完全には存在しないために紛争があちこちで生じている現代社会において、その構築と完成のために戦わねばならないと考えているのである。すなわちこうした法が未完成な状態である戦争において「道徳的」判断と議論を積み重ねていくことだけが、国際社会や戦争における法秩序を完成へと近づけてゆくのである。

そしてこれらの「道徳的」判断は、ウォルツァーによれば理性的な判断であると同時に、ある種の「非合理的なもの」にも依存している。それをウォルツァーは「良心 (conscience)」、「信念 (conviction)」、「感受性 (sensitivity)」、「感情 (emotion)」などの言葉でたびたび表現している⁶⁰。しかしウォルツァーの主張は主観的な独断によって「道徳的」判断を下すべきだということではない。これらの主観的な要素をなるべく排除しようとしてきた「法律家のパラダイム」が、不十分な判断を下す可能性がある以上、そこに人間が理性と同時に生まれながらに持っている自然な「情念 (passion)」の重要性を見直し、組み込む必要があるのではないかということである⁶¹。

59 本論においては「単独主義的主導」と「多国間主義的承認」は「戦争後の正義」においてのみ登場する。しかしこのような自立性と協働の両立という社会の構造は、人道的介入の是非をめぐる議論においてのみならず、ウォルツァーの目指す「グローバルな市民社会」の基本理念となっており、戦争の是非を判断するいかなる場面においてもこの二つの理念は必要な契機となっていることは明らかである。Ibid., pp. 171-191, 邦訳 237-262 ページ参照。

60 ジェームズ・ターナー・ジョンソンは、このような「非合理的なもの」をさらに以下のように言い表している。「ウォルツァーは『正しい戦争と不正な戦争』を通して首尾一貫して、戦争における道徳的束縛の基礎をなす判断が、戦争の恐怖に直面した憎悪、怒り、拒絶に根ざしているということの説明の例を多用している。しかし『正しい戦争と不正な戦争』はその上で、特定の恐怖に対する道徳的な怒りが、それだけでは不十分であることを明確にしている。このことは、そのような正義や公平さについての基礎的な観念を含む、より大きな道徳的な判断へと統合される必要がある。」James Turner Johnson, *Morality of Contemporary Warfare* (New Haven: Yale University Press, 1999), p. 18. 彼によれば、ウォルツァーが「道徳的」判断の原動力として随所で示唆している「感情」的なものの中身は、人類愛や同情のようなものではなくむしろ、戦争に対する「憎悪」「怒り」「拒絶」といった激しい感情である。この指摘は、ウォルツァーの正戦論における「道徳的」判断が常に非戦を選ぶものではなく、平和のために戦う必要があるという基本的な立場だけではなく、戦争に満たないあらゆる政治活動において「闘争」を基本原理とする政治哲学的な信念をも表している。すなわち政治的闘争の勝敗を分けるものは情熱、情念の有無であるとウォルツァーは考えているのである。

61 *Politics and Passion*, pp. 110-130, 邦訳 185-214 ページ参照。